

# ヤード条例 Q & A

## Q1: “ヤード”って何？

A: 「自動車解体」する施設や場所のことです。

## Q2 届出はどこにするの？

A: ヤードの所在地を管轄する警察署の生活安全課です。

## Q3 届出はいつからできるの？

A: 令和元年10月1日から届出を受け付けます。本条例に該当する自動車解体業者は、12月の施行までに届出をしてください。

## Q4 自動車リサイクル法の解体業許可を持っていれば届出はしなくていいの？

A: そのとおりです。自動車リサイクル法に基づく解体業許可を持っていれば条例に基づく届出の必要はありません。

## Q5 条例の届出をすれば、自動車リサイクル法の許可は受けなくていいの？

A: 条例の届出は、自動車リサイクル法の許可に代わるものではありません。条例の届出をしたとしても自動車リサイクル法の許可が必要な場合があります。

自動車リサイクル法の許可の詳細については、愛知県環境部資源循環推進課へお問い合わせください。

## Q6 条例の届出に費用はかかるの？

A: 届出に係る手数料は必要ありません。

### **Q7 届出をしないとどうなるの？**

A: 届出をしないで自動車解体業を行なえば、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑が科せられます。

### **Q8 届出に必要な書類は？**

A: 自動車解体業開始届出書に併せて、ヤード平面図・周囲の略図、ヤードの使用に関する権利関係書類、住民票、会社登記関係書類などが必要になります。

### **Q9 解体許可業者も従業者名簿を備付けなければいけないの？**

A: 労働基準法の労働者名簿が調整されている場合は、条例に規定する従業者名簿を新たに備付ける必要はありません。  
ただし、既存の名簿に国籍や日本国籍を有しない従業者については在留資格等を書き加える必要があります。

### **Q10 解体許可業者も引取記録を作成する時はあるの？**

A: 自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストによる報告をしていない自動車については、条例で規定する引取記録を作成する必要があります。

### **Q11 どのような行為が自動車解体になるの？**

A: 自動車の車体を切断したり、車体からエンジン、車軸などの装置を分離したりすることです。特殊自動車については、シヨベルカーで例えると、アームやブーム(バケットは除く)。を取り外す行為は解体になります。

ご不明な点は...

◎ 愛知県警察ホームページ(「ヤード条例」で検索)で確認

◎ 愛知県警察本部刑事部国際捜査課

052-951-1611(代表) まで、お問い合わせください。

**愛知県警察**